

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年9月2日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度八王子技術研究所跡地に係る境界標復旧その他測量業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月15日まで
- (4) 納入場所 独立行政法人都市再生機構 総務部会計課
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区において、令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「測量」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、特記仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

オープンカウンター方式による見積合せ説明書については、当機構ホームページを参照のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000014kuf-att/lrmhph0000014kwu.pdf>

3 見積手続等に関する問合せ先及び提出方法等

(1) 見積手続等に関する問合せ先

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地 1 横浜アイランドタワー（5階総合受付）

※5階入札室前オープンカウンター専用見積書投函箱に投函すること。

独立行政法人都市再生機構 総務部会計課

電話 045-650-0189

(2) 見積書の期限、提出方法

①提出期限 令和8年9月9日（水）16時00分

②提出方法 持参（上記(1)のとおり）又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、①までに必着とする、この場合、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書きのうえ、(1)の当機構会計課宛に送付すること。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 必要

測量・土質調査業務請負契約書(機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載)により、契約書を作成。

(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→「測量・土質調査業務請負契約書」を参照。)

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出の3営業日前までに当該資格審査に係る申請書を3(1)宛に提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

- (6) 特記仕様書の内容に係る質問等の受付先
独立行政法人都市再生機構 総務部会計課
電話 045-650-0188
- (7) 見積書の様式 「別記様式第 1 号」参照
- (8) 落札者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて、同日付で締結し、「個人情報等に係る取扱手順書」により個人情報等を適切に取扱わなければならない。
(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→「個人情報等の保護に関する特約条項」を参照。)
- (9) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を参照。)
- (10) 本業務の積算に当たっては、令和 8 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価を適用している。

以 上

見 積 書

金

円也（税抜）

ただし、（件名）令和 8 年度八王子技術研究所跡地に係る境界標復旧その他測量業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

（登録番号）

印 ※ 1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

※ 1

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※ 2

連絡先（電話番号） 1：

連絡先（電話番号） 2：

※ 1

本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※ 2

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿
(令和8年度八王子技術研究所跡地に係る境界 標復旧その他測量業務 見積書)
(押印省略)

裏

封	
所在地	会社名 代表者 ※登録番号

- ※ HP 又は競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

以 上

令和 8 年度八王子技術研究所跡地に係る境界標復旧その他測量業務

特 記 仕 様 書

第 1 条 本業務は、八王子技術研究所跡地において、別紙 3 に示す位置の亡失箇所の境界標復旧、境界未確定箇所の境界確定を行うことを目的とする。

第 2 条 本測量は、測量作業規程及び測量作業共通仕様書(独立行政法人都市再生機構令和 7 年 9 月) 及び、本特記仕様書により実施する。

第 3 条 本測量の測量作業位置は、別紙 2, 3 に示す。

第 4 条 本測量の履行期間は、契約締結日翌日から令和 9 年 2 月 15 日までとする。

第 5 条 本業務における貸与品は下表による。

名称	規格	支給・貸与	引渡場所
既存測量成果資料一式	—	貸与	監督員より

第 6 条 本測量の地域地形区分は下表による。

地域区分	地形区分
都市近郊	平地

第 7 条 主任技術者の資格要件は、測量作業規程第 9 条及び測量作業共通仕様書第 8 条による。

第 8 条 本測量作業

1. 別紙 1 数量表による
2. 旅費交通費（率計上）
3. 電子成果品作成費

第 9 条 本測量の作業における協議事項

- ・詳細に関しては監督員と協議し承諾を得る。

第 10 条 成果品

- ・成果等は、測量作業規程(令和 7 年 9 月)による。
- ・測量作業共通仕様書、本特記仕様書及び監督員の指示に従い、成果品と併せて、成果等を電子記録媒体に記録し納品すること。なお、適用基準は以下（閲覧可）による。

「居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)測量編平成 17 年 3 月」

「居住環境整備事業等における土木関連業務に係る CAD 製図基準(案)平成 17 年 3 月」

- ・作成図面データは P21、DXF、PDF とする。
- ・成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。
- ・本測量における成果品（正副）は、別紙 1 数量表のとおりとする。

第 11 条 本測量は、所定の図書を提出し、検査に合格した時をもって完了とするが、完了後において誤りが発見された場合は、速やかに修正するものとする。

第 12 条 委任又は下請負

1. 本業務における「主体的部分」は、総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定、及び成果物の照査をいい、委任又は下請負（以下「下請負等」という。）することはできない。
2. 受注者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単な集計データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る）、の各業務を下請負等するに当たって、発注者の承諾を要さない。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、前項に規定する業務を下請負等する場合、書面により下請負等する者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負等する者に対し下請負等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

以 上

数量表

項 目				単位	数量	摘 要
基準点測量	基準点測量	4 級基準点 (作業計画・選点・観測・計算整理)		点	5	伐採なし
境界測量	用地測量	作業計画		業務	1	
		公共用地境界確定協議	現況実測平面図作成	m ²	30	土地境界図 (八王子市指定)
			依頼書作成	km	0.006	市有地境界確定申請書
			協議書作成	km	0.006	確定通知書
確定測量	画地確定測量(杭打ち)	作業計画		点	13	
		現地踏査		点	13	
		測設の計算		点	5	計算書
		現地測設		点	5	測設図
		画地点間距離確認測量		点	13	点間距離確認図
		埋標		点	4	境界点写真(近景・遠景)
		点検整理		点	13	
その他	打合せ	業務着手時及び成果物納入時		業務	1	
		中間打合せ		回	3	内 2 回境界標復旧立会い

- ・復旧した境界標に見出し（リボン）をつけること。
- ・成果品の縮尺・サイズについては監督員と協議すること。
- ・成果品のサイズが A3 を超える場合は、縮小版を簿冊に綴り込むこと。
- ・摘要欄成果のほか監督員が指示する資料を作成すること。

位置図



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

測量作業位置図

